

## 令和6年第5回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月8日(水) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時55分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 17名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	<del>8</del>	岩重 隆弘(欠席)	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	<del>11</del>	高畠 辰也(欠席)	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

8番 岩重 隆弘      11番 高畠 辰也

6. 議事録署名者

12番 沼田 聖      13番 谷口 憲

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	梶川 修	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 査	山根 賢志
主任技師	小林 孝次		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (7) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について
- (2) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- (3) 令和6年度農地利用状況調査の実施計画（案）について
- (4) 令和7年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 令和6年度広島市農政に関する意見書について
- (2) 農業委員会だより（令和6年夏号）について
- (3) 有害獣の防除用施設の補助制度等について
- (4) 担い手育成研修生について
- (5) 農業委員・推進委員による農業体験学習について
- (6) 中山間地域好循環創出支援事業について
- (7) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (8) 令和6年度第1回地区協議会について
- (9) 令和6年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定について
- (10) 令和6年5月の現地調査日程について
- (11) 令和6年度もりメイト育成講座について

# 議 事

## 議 長（福島会長）

それでは、令和6年第5回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区可部地区、前坊推進委員、安佐北区安佐地区、水本推進委員、よろしくお願ひいたします。

本日の欠席者は、8番、岩重委員、11番、高島委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。12番、沼田委員、13番、谷口委員よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、17件を上程します。事務局から説明をお願ひします。

## 事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の17件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番は、法人が解除条件付賃借権により、施設利用者の農作業訓練のため、借り受けるものです。当該法人は、農地所有適格法人や社会福祉法人に該当しないことから解除条件付賃借権となります。

2番、4番、9番、10番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

3番は、譲渡人が国外在住であり帰国する予定がないことから、譲受人が持分を取得するものです。

5番から8番、14番から17番は、新規就農するために取得するもので15番から17番は住宅も一緒に取得します。それぞれ野菜、花、イチジク、柿などを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

11番、12番はそれぞれ申請地の隣接地を所有しており便利のため取得するものです。

13番は同一農家世帯の中で生前贈与のため所有権移転するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまふ。これらの案件は、総会で承認されまふと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の17件の説明を終わります。

## 議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山本委員。

## 山本委員

4番、山本です。4月16日に事務局職員の方と現地を確認しました。鍛冶

山委員は別に確認いただいております。福祉事業をしている法人が、解除条件付で賃借され、利用者が農作業をされる案件です。現地はきれいに耕作されておりました。問題ないと思います。

## 議 長

2番から4番、鍛冶山委員。

### 鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る4月16日、事務局と現地確認しました。山本委員とは時間が合わず別々に調査しました。

2番の申請地はウメが栽培されており問題ありません。

3番は稲を植える準備がしてあり、また、地番2011-1はイチジクが栽培されており、問題ありません。

4番は色々な野菜が栽培されており、問題ありません。

## 議 長

5番から8番は私の担当なので説明します。

4月17日に溝口委員と事務局職員2名で現地調査をしました。

5番は新規就農者で野菜、花、イチジク、柿等を作付けするもので、近所の人から営農指導を受けるということです。問題ないと思います。

6番から8番も新規就農ですが、6番から8番の譲受人は、以前から家庭菜園をするために借りていた申請地を譲渡人から譲り受けて、野菜、果樹を作付けするもので問題ないと思います。

## 議 長

9番、10番、己斐委員。

### 己斐委員

3番、己斐です。9番、10番は、4月17日に岩重委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。

9番の申請地は、3月まで他の生産者が耕作されていましたが、高齢で耕作できなくなったため、地権者に返すことになりました。地権者も高齢で遠方に居住されており、耕作できないことから、譲受人が経営規模拡大のため購入し、引き続き葉物野菜を栽培するものです。問題ないと思います。

10番は、現在も休耕中で耕作されていません。昨年譲渡人より区農林課へ貸付の相談があり、農林課の職員と現地の状況を確認しました。譲渡人は高齢で耕作が困難な状況にあり、譲受人は畑作に重点をおき、規模拡大して露地でネギの栽培に取り組むということです。問題ないと思います。

## 議 長

1 1 番は担当の高島委員が欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

1 1 番について高島委員の意見を代読します。

1 1 番の高島です。4月17日に沼田委員と事務局2名とで現地確認しました。現地は適正に管理されており、問題はないと思います。

## 議 長

1 2 番、沼田委員。

## 沼田委員

1 2 番の沼田です。4月17日に事務局と高島委員とともに現地を確認しました。特に問題ないと思います。

## 議 長

1 3 番、河野委員。

## 河野委員

1 5 番、河野です。4月16日に山縣委員と事務局職員2名とで現地調査を行いました。1 3 番の譲渡人と譲受人の関係は親子であり、生前贈与のため所有権移転されるものです。現地は葉物野菜などが植えられており、問題はないと思います。

## 議 長

1 4 番から1 7 番、吉田委員。

## 吉田委員

1 7 番、吉田です。1 4 番から1 7 番の4件の現地調査は、先月4月18日に事務局2名と行いました。なお、児玉委員は後日調査され、問題なしと事務局より報告を受けております。

1 4 番は不在地主の農地5筆2, 392㎡の田畑を、近隣のお寺の住職が新規就農し利活用するものであり、異議はありません。

1 5 番から1 7 番の3件は、いずれも不在地主で、空き家であった家屋も同時に取得し新規就農するものです。地元の空き家対策においても、とてもいいことであり、異議ありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、17件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地を住宅用敷地として拡張しようとするものです。

申請地の一部が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、己斐委員。

## 己斐委員

3番の己斐です。1番は4月17日水曜日に事務局職員2名と現地調査を行っています。現地は現在休耕中で、管理はされていまして。今後耕作の予定もなく、自己所有の住宅敷地の拡張ということで、問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の3件について、説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

2番は、雑種地への転用事案で、建設業を営む法人が申請地を譲り受け、物置及び駐車場として利用しようとするものです。

3番は、宅地への転用事案で、申請地を隣接する宅地及び畑と共に譲り受け、庭敷きとして利用しようとするものです。畑については議案5ページの議案番号17に記載のとおり、農地法第3条許可が申請されています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番は担当の岩重委員が欠席です。意見は事務局に伝えているとのこと、事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

岩重委員の意見を代読します。

8番の岩重です。1番について説明します。4月17日に事務局職員2名と現地確認を行いました。申請地は、保全管理がされていましたが、長年耕作されておらず、今後も耕作の予定がないため太陽光発電施設の用地として売却されるものです。周辺農地への影響もなく、申請は問題ないと思えます。

## 議 長

2番は担当の高島委員が欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

高島委員の意見を代読します。

11番の高島です。4月17日に事務局の方2名と現地確認しました。2番の申請地は宅地及び公衆用道路に囲まれた箇所であり、周辺農地に影響はないと思われますので、この案件は問題ないと思います。

## 議 長

3番、吉田委員。

## 吉田委員

17番吉田です。3番は、先月4月18日事務局2名と現地調査を行いました。なお、児玉委員も、3条許可申請の関係で後日調査されており、問題なしと事務局より報告を受けております。

譲受人は、先程の3条許可申請の17番の譲受人と同一の方です。同時に取得する家屋の敷地が狭隘であり、庭敷拡張のため申請地を取得するものです。異議はありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、3件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、3件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人か

ら農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回、3件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

## 福島委員

1番、2番は私が担当ですので説明します。

4月17日に事務局職員2名と現地調査を行いました。1番の相続人は、一部農業用倉庫があるため、1,890㎡のうち1,312.61㎡の納税猶予を受け、2番の相続人は564㎡の納税猶予を受けるものです。また、1番、2番の申請地は生産緑地制度の指定を受けており、適正に管理されているので、問題はないと思います。

## 議 長

3番は担当の高島委員が欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

高島委員の意見を代読します。

11番、高島です。4月17日に事務局の方と現地を確認しました。田、畑ともきちんと管理され、水稻、野菜の作付の準備をされていきました。問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、3件を適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和6年4月12日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の9ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については10ページから24ページをご覧ください。1番の申請者は、現在、コマツナ、ダイコン菜、ホウレンソウの生産を行っています。今後は、〇〇地区と△△地区の作付け体系を見直し、△△地区でキュウリの生産を開始することで、収益性の向上と効率化を図ります。また、土壌分析による土づくりに努め、適切な肥培管理を行うことで安定生産を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得750万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、サツマイモ、キュウリ、小カブ等の生産を行っています。今後は、新たな農地を借りてビニールハウスを増設し作付面積を拡大させることで、生産量の増加及び通年出荷に努めます。また、農作業の機械化と省力化を実践するとともに、高付加価値商品の開発と販売を図ることにより、年間労働時間1,950時間、年間所得520万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、前坊推進委員。

## 前坊推進委員

安佐北区可部地区を担当しています、農地利用最適化推進委員の前坊です。よろしく申し上げます。1番の申請人について説明します。

4月23日に沼田農業委員と一緒に申請人を訪問しました。申請人の状況について報告します。平成26年に就農され、約10年農業経営をされています。経営形態としては、ハウスを中心とした葉物野菜を栽培されています。出荷先としては、スーパーと契約をされており、ほぼそちらの方に全量出荷されています。経営の方は安定されているようです。課題は鳥獣害対策に苦心されており、役所も対策を進めてもらいたいと言われていました。

今後ですが、一昨年、経営規模拡大をされたばかりで、これからそちらでの栽培を本格的にされていくと言われていました。

特に問題はなく、意欲的に経営されていますので、農業経営改善計画については問題ないと思います。

## 議 長

沼田委員からも、この他ご意見があればお願いします。

## 沼田委員

前坊推進委員から言われたとおりで、大変意欲的であり、スーパーと契約栽培され安定した経営をされているように拝見しました。問題ありません。

## 議 長

2番、水本推進委員。

## 水本推進委員

安佐北区安佐地区を担当しております。農地利用最適化推進委員の水本です。本日はよろしく申し上げます。

4月25日に船木農業委員とともに申請人を現地訪問し、お話を伺いました。

2番の申請人の状況ですが、申請人は就農されて10年目となり、安佐町の〇〇地区のハウスで野菜の栽培を中心に農業経営をされています。また、最近安佐町△△地区で約30aの遊休農地を借りられ、サツマイモを中心とした露地野菜への多品目の経営と拡大を図っています。申請人の経営形態ですが、現在は主に申請人1名で作業を行い、経営を行っています。野菜の苗、花の苗の栽培を含め、多品目の生産で高単価の時期を狙い、2aの5棟で回転よく野菜を作付けされています。主としてJAの産直市に出荷され、順調に推移されています。今後の意気込みですが、農業生産方式の合理化を目的とした農業機械の取得で労働時間の短縮を図りたいとのことでした。また、規模拡大についても意欲的で、農業機械の取得により生産力アップと作物の高品質化を図り、安定した農業経営を目指したいと言われていました。地元としても、申請人の応援をしており、今後もより一層の支援をしたいと思っております。この農業経営改善計画について問題はありません。

## 議 長

水本推進委員からご意見をいただきました。  
船木委員、この他ご意見があればお願いします。

## 船木委員

水本推進委員と意見は同様です。大変工夫して色々栽培されていますので、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

## 議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を意見なしと市長に回答することに決定します。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第7号の専決処理について、90件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出25ページから28ページの21件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出29ページ、36ページの46件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請37ページ、38ページの9件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出39ページ、40ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消の専決処理41ページの1件、報告第6号、農地転用届出撤回の専決処理42ページの2件、及び報告第7号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認43ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上

で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の農政に係る審議事項の議題に入ります。

令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

説明の前に一つお断りをさせていただきます。議事日程5の農政に係る審議事項（1）で令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について挙げておりましたが、お示しする資料作成に万全を期したいということで、これについては、来月の6月総会でお諮りさせていただきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、（2）令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明をいたします。配付資料5ページ、資料2からまいります。

これについては令和3年度までは目標及びその達成に向けた活動計画でしたが、大幅に変更されて、令和4年度より現在の最適化活動の目標を設定して、達成状況を点検、評価し、公表することとなっております。5ページについては、広島市農業委員会の状況が示されております。続いて6ページからの最適化活動の目標は、成果目標及び活動目標があり、成果目標は、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消、（3）新規参入の促進で、農業委員会全体、及び農業委員、推進委員の担当区域毎に設定しております。活動目標は、農業委員、推進委員の活動日数の目標を定め、また、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について、3カ月以上の活動強化月間を定めることと、新規参入の相談会への参加、となっております。最適化活動の成果目標について説明します。6ページ、農地の集積についての目標ですが、令和12年度を目標として、広島市に集積率30.7%745haという配分があります。今年度の目標は、73.0haとなっております。続きまして、新規参入の促進についてです。7ページにまいります。過去3年間の権利移動面積の平均が、85.2haで、その1割以上を目標とするようになっておりますので、8.6haを新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積として示しております。今説明した数字が農業委員会全体の目標で、それを、それぞれ農業委員、推進委員に割り振ったものが、資料の8ページ、9ページとなります。集積面積、新規参入貸付等同意面積は、全体の目標面積を担当地区毎の

農地面積により案分し、機械的に割り振っています。遊休農地については、遊休農地の発生があった地区の推進委員に目標面積を割り振っています。最適化活動の活動目標については、活動日数を月に10日、活動強化月間を3か月、新規参入相談会への参加を1回、とそれぞれ目標と設定しています。成果目標の農地の集積については、目標達成が難しい目標面積の設定ではありますが、何卒ご理解、ご協力をお願いします。

以上で説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、令和6年度最適化活動の目標の設定等については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、令和6年度農地利用状況調査の実施計画案についての議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

令和6年度農地利用状況調査の実施計画案について説明します。配付資料10ページの資料3をご覧ください。

1は実施概要です。実施方針として、「管内全地域を調査し、地域の農地利用状況を確認することで、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、担い手及び新規参入者への農地のあっせん等に取り組むことを目的に実施する。」としております。調査時期は、本年5月から8月15日までです。

調査方法では、タブレット又は図面を持参して行うこととし、農業委員は、推進委員が行う利用状況調査にご協力をお願いします。特に、前年、遊休農地と判断した農地の状況については、勧告となる場合もありますので、調査のご協力をよろしくをお願いします。

今年度の新たな遊休農地については、昨年と同様に調査図面の提出にあわせ、一覧表を提出することとしております。提出いただいた一覧表を基に、第3回の地区協議会で、今年度の遊休農地を決定することとしておりますので、農業委員と推進委員で協議をお願いします。

次に、13ページに、実施計画に記載してある年間の調査スケジュールを一

覧にしておりますので、参考にしてください。

次に、14ページ、〔1〕タブレットによる調査方法についてです。

現在、事務局で回収しておりますタブレットについては、運用規定等整備中のため、6月以降に再度お渡しする予定としております。なお、お渡しする時に、タブレット調査方法について確認していただく予定です。

次に、15ページ、〔2〕農地利用状況調査図面の記入方法についてです。図面による調査方法に特に変更はありません。

続きまして、16ページをお開きください。「利用状況調査の実施上の留意事項等」についてです。

調査の目的については、先ほどご覧いただいた「実施計画」のとおりですが、その趣旨は、農地の利用促進のための情報収集であることを踏まえ、今後活用を考えるべき農地をピックアップすることを意識して、取り組んでいただければと思います。例えば、意向調査の対象となる遊休農地だけでなく、保全管理、耕作中でも、近い将来荒廃等の恐れがある農地も含めて考えていただければと思います。今回の利用状況調査において、「今後活用を考えるべき農地」をピックアップされた場合は、17ページの様式等より、随時又は調査報告時に、事務局へご提出ください。

その他、利用状況調査図面の拡大希望がありましたら、18ページにあります「利用状況調査図面の拡大希望について」に基づき、事務局までお申し出ください。以上で、令和6年度の利用状況調査の実施計画案についての説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、この案のとおり、利用状況調査の実施計画といたします。

続きまして、令和7年度市農政に関する意見書についての議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

令和7年度広島市農政に関する意見書について、配付資料とは別に、右上に「資料」とあります2枚ものの「令和7年度広島市農政に関する意見書について」をご覧ください。

3月の総会や地区協議会の配付資料で、市農政への提案、意見についてお願いさせていただいたところです。これまでに提出のあった意見をまとめたものが、裏面に記載してあります。資料は、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進、及びその他に項目を分類して一覧としています。この

資料を基に5月の各地区協議会で検討していただく予定としています。

内容についても、本日先ほど関係課より説明がありましたので、それも踏まえて、これから追加で具体的な意見、提案を引き続き募集したいと思っております。ご意見等ございます委員の方々は、3ページ目の様式にお書きいただいて、5月17日金曜日までに事務局へご提出よろしくお願ひいたします。以上で令和7年度広島市農政に関する意見書へのお願ひの説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、市に対して追加で意見がある委員さんは、お手元に配付されています様式に記入し、5月17日までに事務局へ提出いただくようお願いいたします。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。

議案第6号、農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

議案第6号、農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、説明します。

議案にありますとおり、〇〇農地利用最適化推進委員から、令和6年4月30日付けで辞任願が提出されました。これは一身上の都合によるものです。

このことにつきましては、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていますので、この同意についてお諮りするものです。以上で、議案第6号の説明を終わります。

## 議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりました。この同意についてお諮りいたします。辞任に同意される方は挙手をお願いします。

(同意委員 挙手)

## 議 長

同意が過半数と認められましたので、〇〇農地利用最適化推進委員の辞任願について同意することに決定します。

事務局から今後のスケジュールについて連絡があるとのことですので、説明をお願いします。

### **事務局（平木主幹）**

今後のスケジュールについて説明いたします。現在2名の欠員になっております。募集期間を6月15日から約1か月とします。

募集案内は、市民と市政7月1日号、ホームページに掲載する他、区役所等に置く予定にしております。

7月中旬で募集を締め切り、8月中旬に選考委員会を開催しまして、候補者を決定します。候補者が決定しましたら、9月の総会において、委嘱の同意について上程したいと考えています。以上です。

### **議 長**

それでは引き続き事務局から報告をお願いします。

### **事務局（山根主査）**

農業委員会だより、令和6年夏号1面記事について説明します。資料の19ページの資料4をご覧ください。農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に2回、7月と1月に発行しております。1面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。これは、管内の農家、集落での各種事業の取り組みなど、地区の農業委員・推進委員で協議して取材し、400から450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局で撮影いたします。次の発行は令和6年夏号で、担当地区は安佐北区、白木・高陽地区になります。安佐北区、白木・高陽地区の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は5月24日金曜日までをお願いします。これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参照してください。事務局からの説明を終わります。

### **事務局（小林主任技師）**

21ページの資料5をご覧ください。有害鳥獣の防除用施設の補助制度についてです。イノシシやシカ、サルなどの有害鳥獣対策で、防除柵等を設置する際に、2分の1以内の補助を行います。補助対象となる資材は下の表のとおりです。補助対象となる資材は、今年の4月から原則来年2月20日に購入したものに限り、予算に限りがありますので、お早目にお申込みください。

続きまして、23ページをご覧ください。地域で取り組む有害鳥獣対策事業補助金についてです。こちらは、町内会自治会等の地域団体が実施する鳥獣被害対策に必要な資機材の購入経費の一部を補助するものです。お問合せは、活動を実施する地域の区役所担当課にお問合せください。

続きまして、25ページをご覧ください。令和6年度狩猟免許試験についてです。広島県では、表のとおり開催予定です。受験を検討されている方がいらっしゃいまし

たら、受付状況は随時ホームページに掲載しますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。今回からやり方が若干変わっておりまして、26、27ページにありますように、事前申込み制になっております。

続きまして、28ページをご覧ください。広島市有害鳥獣駆除従事者育成補助金についてです。こちらは、新たに狩猟免許を取得し、市内の有害鳥獣駆除活動に協力する方について、狩猟免許取得経費の一部の補助を行うものです。狩猟免許取得を目指される方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

続きまして、30ページの資料6をご覧ください。担い手育成研修生についてです。こちらは、昨年度農林水産振興センターで農業研修を修了して、今年度の4月1日から就農した人の名簿です。ひろしま活力農業経営者育成事業1名、生産販売農家育成コースのうち3名、栽培技術基礎コースのうち2名が、広島市へ就農されました。農地あっせんのご協力、ありがとうございました。次の31ページは、今年度センターで農業研修を開始した研修生の名簿です。活力の2名が広島市へ就農予定です。生産販売農家育成コースについては15人、栽培技術基礎コースについては11名の受講生がいます。今年度もあっせんのご協力をお願いしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、32ページから36ページ、資料7をお開きください。こちらは、3月に取りまとめをさせていただいた、令和5年度の農業委員・推進委員の農業体験学習についてで、多くの活動をしていただいております。ご提出いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、37ページ、資料8をご覧ください。こちら、2月の総会でお声がけさせていただいた、中山間地域好循環創出支援事業について、今年度の補助対象事業が決まりましたのでお知らせするものです。

続きまして、今週の木曜日からの地区協議会開催日程についてお伝えいたします。40ページ、資料10に記載しましたとおり開催いたしますので、お間違えのないようお願いいたします。内容については、資料に記載の項目を予定していますので、よろしくお願いたします。

次に、令和6年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定表です。配付資料とは別に1枚ものの資料です。今年度の認定農業者・青年等新規就農者の認定計画と、それに関して総会にご出席いただく予定の担当推進委員の一覧表です。なお、認定農業者の意向等により変更になることがございます。ご了承ください。

## **事務局（山根主査）**

続きまして、広島市農業委員会研修会及び懇親会等についてお伝えいたします。39ページ、資料9に記載しましたとおり6月5日の総会開催後に開催いたしますので、お間違えのないようお願いいたします。

続きまして、令和6年5月の現地調査日程につきまして、41ページ、資料11をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は5月15日水曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日木曜日の午前は旧市、午後は安芸

区、17日金曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日月曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区となります。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、もりメイト育成講座について、配付資料の42ページ資料12をご覧ください。農林水産振興センターから、令和6年度もりメイト育成講座の募集チラシが送られてきましたのでご紹介します。この講座は、一年を通じて下刈り、間伐、竹林整備、植林、枝打ち、里山整備の講習を行い、森林ボランティアを育成するものです。お知り合いの方で、興味のある方がいらっしゃれば、ご案内をお願いします。以上で、その他の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですので、これで令和6年第5回総会を終了します。

次回の総会は、令和6年6月5日水曜日午後1時30分から、本日より同じ東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

また、総会終了後は研修会が同じ建物の5階講堂でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## 鍛冶山会長職務代理者

本日はこれで終了いたします。大変お疲れ様でした。